

令和7年3月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会
会長 中島 智人

令和7年度協働事業負担金の対象事業の決定について（答申）

令和6年8月6日付け県サ第1140号をもって諮問のあった標記について、別紙のとおり答申します。

問合せ先

かながわ県民活動サポートセンター
基金事業課 鈴木

電話 045-312-1121（内線 2831）

(別紙)

令和7年度実施分協働事業負担金の対象事業の決定について

1 選考結果

(継続事業・一般部門)

(単位：千円)

番号	申請者名	事業名	負担金額
1	NPO 法人 ピアサポート F. A. cafe	保育園等における食物アレルギー 事故発生防止事業	3, 0 3 2
2	特定非営利活動法人 フュージョンコムかながわ・県肢体 不自由児協会	重度障害者の訪問型生涯学習支援 (訪問カレッジ Enjoy かながわ)	1, 5 0 0

(継続事業・課題部門)

(単位：千円)

番号	申請者名	事業名	負担金額
1	特定非営利活動法人 プラットフォーム	「津久井浜団地徒歩 0 分図書館」 開設事業	3, 8 2 7
2	NPO 法人 多文化共生教育ネットワーク かながわ	困難を抱える 10 代の子ども・若者 への相談支援事業	5, 4 0 0

(新規事業・一般部門)

(単位：千円)

番号	申請者名	事業名	負担金額
1	特定非営利活動法人 A Y A	障がい児、医療的ケア児が楽しめる スポーツ・芸術・文化の体験	5, 0 0 0

(新規事業・課題部門)

(単位：千円)

番号	申請者名	事業名	負担金額
1	特定非営利活動法人 S H I P	男性や性的マイノリティのDV・性 暴力・虐待被害者への総合支援	4, 5 0 0
2	特定非営利活動法人 ウィメンズハウス・花みずき	困難を抱えた女性の居場所づくり ＝早期的女性サポート拡充	5, 0 0 0

2 意見

(1) 継続事業

【NPO 法人ピアサポート F. A. café】

(保育園等における食物アレルギー事故発生防止事業)

前年度に引き続き、未就学児向けの教材と小児科向けのピアサポートガイドブックの作成および配布について、県協働部署の協力を得るとともに、保育施設と医療機関の双方と連携を図り、丁寧かつ着実に進められていることについて、審査会で高く評価しました。

本事業の成果、すなわち医療からの啓発と保育の現場での取り組みレベルをそろえ連携させていくという「神奈川モデル」の広がりや、医療機関と幼稚園・保育園との受け入れ状況も異なることから、すぐには達成できるものではないことがわかりました。長期的には、この事業の成果が医療機関や保育施設での取り組みを通して、当事者であるアレルギーをもつ子どもとその親へどのような影響を与えたかを含めて評価される必要があると考えます。

次年度は協働事業負担金事業の最終年度となりますので、成果の確認や評価等も意識して進めてください。併せて、プレゼンテーションでも報告があったように、教材の有償化や出版化等も含め、令和8年度以降も事業を継続できる道筋を確実につけていただくことを期待します。

県協働部署のこれまでの関りは、配布先のリストアップ等、協働というよりは側面的な協力にとどまっているように感じました。特に、次年度が最終年度ということも踏まえ、行政施策への取り込みの可能性や、負担金事業終了後の体制づくりも含め、より踏み込んだ協働的な関与を期待しますので、引き続き県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。

**【特定非営利活動法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会】
（重度障害者の訪問型生涯学習支援（訪問カレッジEnjoyかながわ）**

義務教育終了後も在宅生活を続ける医療的ケア児の学び続けたいという思いを、個別、具体的に支援している本事業の取組について、審査会で高く評価しました。事業報告から、新たに5名の医療的ケア児への支援が開始されたこと、協力連携大学の学生との共同企画「初めての訪問」という紹介動画の作成と活用、得意分野の専門家を招いたゲストティーチャーの登用、県立歴史博物館との連携等、本事業への取組の広がり、工夫の実態も確認することができました。

一方、学習支援員が欠員となり人員不足の課題が報告され、原因は特別支援学校等の教員の定年延長等であり、教育現場の教員不足等が背景にあることも分かりました。

重度障害者や医療的ケア児の学習支援には、教育分野だけでなく、医療福祉分野の知識も必要となることが推測されます。本事業を県内に広め、各地で事業化して継続的に実施していくためにも必要な人材育成と、支援内容のノウハウの蓄積と言語化が重要になると思います。学習支援員を特別支援学校の退職者だけでなく、広く募集する際に求められる基礎的な知識や技術には、どのようなものが期待されるのか、さらに必要となる知識や技術にはどのようなものがあるのか、それらを習得するための研修カリキュラムの構築等も必要ではないかと思います。

本事業形態は訪問学習となっていますが、外出による交流やオンライン形式での交流等、様々な希望に沿った生涯学習や社会教育の形態や内容が考えられます。本事業を通して、訪問学習支援という直接支援だけでなく、対象者やその家族、参加、協力したいと希望する地域住民の思いをつないでいく情報発信や、交流を支援できるような間接的な機能も併せ持っていただけることも期待しています。

重度障害者の生涯学習支援や社会参加を通して、共生社会やインクルーシブな社会の実現につながることを期待しますので、引き続き県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。

【特定非営利活動法人 プラットフォーム】
（「津久井浜団地徒歩0分図書館」開設事業）

県営団地の空住戸を活用して図書館を開設し、多世代の居場所づくりが進められており、カフェや料理教室、スマホ教室など、さまざまなイベントを企画・実施して場の認知度向上や来館促進に努めていること、地域内において多様な先とのネットワークを構築してきていることについて、審査会で高く評価しました。

また、プレゼンの質疑では、県協働部署である公共住宅課からも、貴団体との取組を評価するコメントがあり、協働部署とも良好な関係が築かれていることが確認できました。

一方で、相談を受けて各専門機関等につなぐなどの、地域や個人の課題解決への踏み込みが、やや弱いように感じられました。もともとの県からの課題提案は、県営団地での著しい高齢化によるコミュニティ活力の低下への対応を図るため、住民の多様ニーズに対応することを求めるものでした。貴団体の活動において、子どもや子育て世代等の地域住民の交流は順調に進捗していると感じられますが、県営団地内の高齢の住民で、見守りや支援を必要としている人、孤立している人に、まだ手が届いていないように感じられます。

次年度は、協働事業負担金事業の最終年度となりますが、団地内の高齢の住民や、つながりを作りづらい人々の課題解決に向けた取組を深めていっていただきたいと思います。そのためには、新たにスタッフとして採用された元看護師の方のように、話が聞けて必要な専門機関へのつなぎが行えるような人材の充実などを図り、図書館を「いろいろな相談に応じられる場所」、「団地内住民が安心して集まれる場所」としていくことが望まれます。そして、団地内住民との関わりの中から、「自分達の居場所」として運営に関わっていく人達を見出し、確実に自走していくためのノウハウやヒントを提供していく必要があると感じます。

この協働事業負担金事業を通じて、高齢化の問題に直面している県内の多くの団地が参考にできるような、居場所と相談窓口づくりのモデルが構築されることを多いに期待しております。貴団体の手が離れた後にも自走できる、団地内住民を中心としたコミュニティの場づくりを期待しますので、引き続き県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。

【NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ】

（困難を抱える 10 代の子ども・若者への相談支援事業）

本年度、対象としていた高校 7 校全てと接触し、一部の高校では生徒の相談も受けています。外部の団体とつなげ、伴走しながら若者が生活の安定・自立のスタートラインにつけるようにした事例もあり、事業は少しずつ進んでいる印象です。

生徒・若者との信頼関係は一朝一夕に作れるものではありませんが、長く若者の支援に携わってきた貴団体は様々なノウハウやネットワークをお持ちです。

県の協働部署とも事例交換会などを通じて情報を共有したり、団体と高校側との橋渡しをしたりと連携も順調だと感じました。来年度も、共に困難な状況にある若者に寄り添う存在として、県の担当部署と協議の上、事業を進めていただければと思います。

質疑の中で「スクールソーシャルワーカー（SSW）がキーパーソン」との回答がありました。しかし、現状で各高校に SSW が足を運べるのは週 1 回となっており、限られた時間の中での対応となる面もあります。来年度は対象校が増える予定です。SSW がキーパーソンであることはもちろんですが、一方で、貴団体にはこれまでに培ってきた知見があります。それを元に、SSW と連携しながら独自の視点で生徒と関わり、その困難や言葉にしがたい思いをくみ取りながら、本人が希望する外部資源とつなげるなどして将来の自立に役立てる活動を期待しますので、引き続き県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。

（２）新規事業

【特定非営利活動法人ＡＹＡ】

（障がい児、医療的ケア児が楽しめるスポーツ・芸術・文化の体験）

障害があったり、医療的ケアが必要だったりする子どもたちに、スポーツや文化などの様々な体験をしてもらおうという本事業の取組について、インクルーシブな社会につながる一歩であるとして審査会で高く評価しました。また、医療従事者が携わることは、体験機会を提供し子どもたちを受け入れる側の安心につながります。代表をはじめ、団体の構成メンバーは神奈川に人脈や関係性もあるとのことでした。それも生かし、事業をさらに発展して展開することを期待して、協働事業負担金の県との協議対象事業とすることとしました。

ただ、都市部以外に居住する人への対応・事業展開については、一部疑問の残るところがありました。

質疑の中で、団体からはこれまでのイベントに「来ている人は意外に遠くから来ている」、「都会ではない場所は（映画館などイベントができる場所が）多くない」と答えていました。しかしこの考えは、そのままでは受け入れ難いところです。遠くからでも「来られる人は来ている」、だからそのままでもよい、という解釈であるとしたら、そうできない人を取り残すことに繋がります。県と協働するのであれば、都市部だけではなく「県域」で、特に町村部や政令市域などでも公共交通機関が整っていない地域などの人が参加でき、そういった地域でも事業展開ができるよう、対応を求めます。そして、障がいを持つ一人ひとりの希望や当事者団体、関係者の要望等も確認しながら事業を進めていただきたいと思います。

県と協働して事業を行うことで、団体のこれまでの活動が県内の各地域により広がるとともに、同様の活動に携わる団体や個人が増える効果が生まれることを期待しますので、県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。

【特定非営利活動法人SHIP】

（男性や性的マイノリティのDV・性暴力・虐待被害者への総合的支援）

課題提案部署からの課題を、「男性や性的マイノリティのDV・性暴力・虐待被害者への総合支援」という形で受け止めた、多様な課題に対応する本事業の取組について、審査会で高く評価しました。

また、他団体・機関とのネットワークによる総合的な相談体制や、保護から自立までの総合的な支援体制を構築するというフレームワーク・方向性は、やや詳細に関して不足はありましたが、わかりやすく説得力があったため評価をしました。ネットワークづくりに関しては、定期的な団体間の連絡会議の開催や各機関の相談員を対象とした研修、総合的な支援体制においては、定期的な専門支援員のカンファレンスなど、事業継続のための仕組みが提案されていました。

加えて、自らの団体を、性的指向や性自認に関する相談と、いじめやアウティングに関する相談が主であり、DV・虐待などの専門性に疎い、と客観的に分析し、県の関連部署と協働することで、弱い部分を補って進めるという姿勢は、協働事業の意義や効果の観点からも望ましいことだと考えます。こうしたことなどを勘案し、県との協議対象事業とすることとしました。

今後、県協働部署と十分に協議を行い、実効性の高い綿密な計画を策定して事業を進め、現状では表に出にくいDV等の被害者への対応を推進されることを期待しますので、県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。

【特定非営利活動法人ウィメンズハウス・花みずき】
（困難を抱えた女性の居場所づくり＝早期的女性サポートの拡充）

提案団体が実践してきた「スペースらいらっく」や、今後開設しようとする、場を訪れる人たちの、相談に至らない「ふわっとした感情」を受け止める手法や、DV被害等があるにもかかわらず自覚のない人たちに気づきを与える役割が期待できる本事業の取組について、審査会で高く評価し、県との協議対象事業とすることとしました。

また、アウトリーチによって潜在的支援対象者となつたり、適切な専門家・専門機関に結びつける体制が整えば、早期的支持による救済を拡大するモデルとして、波及性も期待されます。

提案団体にはこれまでに蓄積されたアプローチや、連携実績があると考えられますが、申請書の記載では、それが十分に示されていないようでした。今後の県との協働事業に向けた検討の中で、その戦略性、具体的アプローチや連携先を明確にしていくことが求められます。

提案団体では、自前のカウンセリングにこだわらず、必要に応じて専門機関等に繋げることも考えているとのことでした。今後は、県が持つネットワークや専門性の活用など、協働事業の意義を十分に示されることを期待しますので、県の協働部署との円滑な事業の実施に努めてください。